

県南広域振興局長告示第 81 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 20 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人 ほっとスマイル	一関市三関字小沢 47 番地 2	痴呆性老人グループホ ームほっとスマイル	一関市三関字小沢 47 番地 2	平成 19 年 3 月 31 日

2 介護予防認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人 ほっとスマイル	一関市三関字小沢 47 番地 2	痴呆性老人グループホ ームほっとスマイル	一関市三関字小沢 47 番地 2	平成 19 年 3 月 31 日